

令和 5 年 11 月 6 日

各位

大学院理学府・理学府長 寺 寄 亨
FR プログラムマネージャー 中野 晴之
AS プログラムマネージャー 鈴木 博

令和 5 年度 大学院理学府学生に対する
「国内で開催される学会報告等」支援について

令和 5 年度の「国内で開催される学会報告等」支援についてお知らせします。以下を読んだ上で、該当する学生は、別紙の予算計画書にしたがい、必要事項を記入し、主指導教員に確認をいただいで下さい。そのうえで、**11月30日(木)正午まで**に大学院教育プログラム推進室に Cc に指導教員を加え、メールでウォーレン宛(frasprog@sci.kyushu-u.ac.jp)に提出して下さい。**締切日までに予算計画書が提出されない場合、今回の支援を行いませんので注意してください。**

募集は年 3 回に分け、春(前々回の募集 ; 7 月までに開催される学会等の募集)と夏(前回の募集 ; 8 月～11 月に開催される学会等の募集)、冬(今回の募集 ; 12 月～3 月に開催される学会等の募集)に行い、(予算計画書を兼ねる)それぞれ選抜を行います。

< 支援対象・内容 >

- (1) 支援対象となる学会は、国内で開催される学会等とします(国内で開催される国際学会等も支援対象となります)。ただし、科研費等のプロジェクト経費により開催されるシンポジウム等は、支援の対象ではありません。
- (2) 支援対象者は、以下に該当する人となります。
 - ① 大学院理学府修士課程に在籍する FR 配属学生
 - ② 大学院理学府修士課程に在籍する国際コース(旧グローバル 30)の学生
 - ③ 大学院理学府博士後期課程第 1 学年に在籍する全学生

本年度に限り、特例として 1 年在籍時にコロナの影響で支援を受ける機会が無かった博士後期課程 2 年及び 3 年在籍の学生も対象とします。

ただし、以下に該当する人はこの募集に申請することはできません。

- ① 日本学術振興会特別研究員
 - ② 休学中の者、留年者
 - ③ 先導的人材育成フェローシップ事業の採択者
 - ④ 次世代研究者挑戦的研究プログラム未来創造コースの採択者
 - ⑤ その他上記以外の併給不可能な奨学金等の受給者
- (3) 支援対象は学会発表(口頭・ポスター)のみとします。したがって単なる学会参加は支援対象にはなりません。また、共同研究、フィールド調査、巡検のための旅費、消耗品等の購入なども支援対象にはなりません。
- (4) 福岡市内開催の学会は支援の対象となりません。
- (5) 学会支援を希望する学生に対しては、選抜制(詳細は後述)を導入します。したがって、希望者全員を支援できない可能性があります。

<提出書類>

以下の書類を提出して下さい。

- ・ 予算計画書(メールに添付されているもの)
- ・ 2種類以上の交通費見積書(ただし、JR利用の場合は不要)
- ・ 学会参加費・開催地が証明できるもの(学会ホームページのコピー等)

<支給金額・申請件数について>

支給金額、申請件数については、(1)から(10)に挙げていますので、よく読んで申請をしてください。

- (1) 令和 5 年度内に国内で開催される学会等における研究発表のために支給します。
- (2) この募集についての申請件数は、年度あたり 1人につき1件とします。
- (3) 国外で開催される学会にて発表予定の場合、別途募集している国外で開催される学会に対する支援に応募できます(この募集および国外で開催される学会の合計 2 件)。国外および国内学会支援の両方が採用された場合は、どちらの支援も受けることができます。ただし、予算の都合上、両方の支援ができない可能性があるため、どちらの支援を優先するか予算計画書に記入してください。
- (4) 支給額には、学会参加費、旅費(交通費、宿泊費、日当)が含まれます。
- (5) 交通費は、安価な費用で算出するため複数(2 つ以上)の運賃見積に基づいて、パック旅行等の、より安価な経路を利用して下さい。
- (6) 宿泊費は、1泊につき 8,200 円の定額とします。ただし、学会参加費に食費が含まれている場合、一食につき 850 円を差し引きます。

- (7) 日当の支給額は、1日あたり1,700円とします。移動日の日当も支給対象となりますので、予算計画書提出の際に注意してください。
- (8) パック旅行の利用場合、宿泊料がその料金に含まれている場合は、宿泊費は別途支給しません。
- (9) 本学の旅費規程上認められていない手数料は支給しません。
- (10) 支援を希望する学会がオンラインで開催される場合は、学会参加費を支援します。

<選抜制について>

希望者が多い場合は、以下の基準に基づき選抜を行います。

<選抜基準について>

申請件数が、予算額を超えた場合、その学生の中から以下の基準で選抜する。なお、以下の基準は①から優先して適用される。

- ① 招待講演等を優先する。
- ② 口頭発表を優先する。
- ③ 発表回数が少ない学生を優先する。
- ④ 学年が下の学生を優先する。
- ⑤ 専攻のバランスや学会の内容などを考慮の対象とすることがある。

選抜結果については、決定次第、各自に通知します。